

第6章

計画の策定過程と 推進体制



- 1 計画の策定過程
- 2 計画の推進体制
- 3 本市における SDGs の取組

I 計画の策定過程

(1) 計画策定部会

本計画を策定するため、「八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会」を設置し、学識経験者、福祉・保健医療関係者、介護サービス事業者などの皆様に加え、市民委員の方にも参加していただき、計画についての審議を行いました。

開催回	日時	場所	概要
第1回	令和2年 (2020年) 2月19日	八王子市学園 都市センター	①部会の位置付けと進め方について ②第7期計画中の課題について ③国の動向と本市における第8期計画の方向性について ④「要介護認定者調査」及び「介護事業所調査」の結果について
第2回	令和2年 (2020年) 4月27日	書面会議	①高齢者を取り巻く状況と将来推計について ②介護保険事業の状況について ③保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について
第3回	令和2年 (2020年) 7月8日	八王子市学園 都市センター	①第8期計画の構成要素について ②第8期計画の方針について ③日常生活圏域について
第4回	令和2年 (2020年) 8月26日	八王子市学園 都市センター	①計画の構成について ②計画第2章 現状と課題分析(案)、第3章 基本理念と基本施策(案)について ③施設整備方針について
第5回	令和2年 (2020年) 10月6日	八王子 労政会館	①介護サービス見込量等の試算結果について ②計画の重点施策と評価指標について
第6回	令和2年 (2020年) 12月7日	書面会議	①素案の内容確認について
第7回	令和3年 (2021年) 2月10日	書面会議	①パブリックコメント結果について ②第8期介護保険料について ③計画書最終案について

計画策定部会委員名簿

任期:令和2年(2020年)2月1日～令和3年(2021年)3月31日

区分	氏名	団体名
学識経験者 (会長)	杉原 陽子	公立大学法人 東京都立大学 都市環境学部 准教授
学識経験者 (副会長)	村山 洋史	東京都健康長寿医療センター研究所 専門副部長
福祉関係者	長島 善一	八王子市民生委員児童委員協議会 八王子市第6地区民生委員児童委員協議会 会長
福祉関係者	大井 みゆき	八王子市地域包括支援センター センター長会 代表
福祉関係者	吉本 由紀	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 福祉総務 課長
福祉関係者	野島 啓子	認知症介護者家族会ファミリー 代表
保健医療関係者	堀米 政利	一般社団法人 八王子市医師会 監事
保健医療関係者	竹内 将人	公益社団法人 東京都八南歯科医師会 八王子支部 副支部長
保健医療関係者	森田 二三江	一般社団法人 八王子薬剤師会 理事
介護保険サービス 事業者	内山 裕司	特定非営利活動法人 八王子介護保険サービス事業 者連絡協議会 理事(事務局長)
介護保険サービス 事業者	村上 正人	八王子施設長会 会長
介護保険サービス 事業者	①森川 直子	一般社団法人 八王子介護支援専門員連絡協議会 理事 任期:①令和2年3月31日まで②令和2年4月1日から
	②平川 亜衣	
地域関係者	田中 泰慶	八王子市町会自治会連合会 事務局次長
地域関係者	田中 恭男	八王子市シニアクラブ連合会 会長
公募市民	三橋 正行	—
公募市民	北出 広子	—

計画策定部会運営要綱

八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会運営要綱

(設置)

第1条 老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に規定する高齢者計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、計画の基本となる重要事項等の審議をするため、八王子市社会福祉審議会条例第7条第2項及び八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第4条第1項第3号に基づき、八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)計画の基本となる重要事項に関すること。
- (2)その他、計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(開催)

第4条 部会は、原則として高齢者福祉専門分科会にて開催日を決定する。ただし、会長が必要と認めるときは、開催日を変更し、又は追加することができる。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(組織)

第6条 部会の委員は、八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第2条に定める委員もしくは臨時委員をもって組織し、定数は16人以内とする。その内訳は次のとおりとする。

- (1)学識経験者…2人以内
 - (2)福祉関係者…4人以内
 - (3)保健医療関係者…3人以内
 - (4)介護保険サービス事業者…3人以内
 - (5)地域関係者…2人以内
 - (6)公募市民…2人以内
- 2 八王子市社会福祉審議会条例第7条第3項に基づき、臨時委員を置くことができる。
 - 3 上記の他、部会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員及び臨時委員は、本人または本人が所属する法人等に係る案件については、その審議及び決議に参加することができない。

(任期)

第8条 委員の任期は、令和2年(2020年)2月1日から令和3年(2021年)3月31日までとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第10条 会長は、事務局をして会議録を調製し、出席委員の氏名を記載させなければならない。

(庁内検討会)

第11条 部会での審議を円滑に行うため、庁内の関係者で構成する庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

2 検討会は、福祉部長が招集し、座長となる。

3 座長が不在の場合は、座長が検討会の構成員の中から指名したものが会議を進行する。

4 検討会の構成員は、別表のとおりとする。

5 座長が会議において必要と認めた場合は、検討会の構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 部会の庶務は福祉部において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年(2019年)8月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年(2021年)3月31日限り、その効力を失う。

別表

部長級：福祉部長

課長級：福祉政策課長、高齢者いきいき課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、
地域医療政策課長、大横保健福祉センター館長、東浅川保健福祉センター館長、
南大沢保健福祉センター館長、健康増進担当課長

(2) 庁内関係部長会議

本計画を策定するため、組織を横断して幅広い視点からの意見を聴取しました。

【構成メンバー】

総合経営部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、市民活動推進部長、生涯学習スポーツ部長、福祉部長、医療保険部長、健康部長

(3) パブリックコメント

本計画の素案を公表し、市民の皆様から幅広く意見を募りました。寄せられた意見や要望は、本計画策定の参考とさせていただきます。

実施期間：令和2年(2020年)12月15日から令和3年(2021年)1月15日

閲覧場所：市役所本庁舎や市民部事務所、市民センター等の窓口、ホームページ等

意見件数：30人から154件

(4) 各種調査

本計画の策定に当たって、高齢者の現状やニーズを把握するため、下記の5つの調査を実施しました。なお、調査結果の詳細については、「八王子市高齢者計画・第8期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査報告書」(※健康とくらしの調査及び後期高齢者実態把握調査除く)として公表しています。

図表6-1 各種調査一覧

調査名	対象者	調査期間	概要	有効回収数
健康とくらしの調査	令和元年(2019年)11月30日現在、市内在住の65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方(要支援認定者は含む)	令和2年(2020年)1月～2月	①身体状況 ②外出状況 ③日常生活 ④趣味、地域活動 ⑤人間関係 ⑥住んでいる地域 ⑦就労状況 など	6,141 (回収率73.1%)
日常生活圏域ニーズ調査(全国統一調査)			健康とくらしの調査参加自治体：64市町村(町田市・横浜市・柏市・松戸市等)	

上記調査内に含む

調査名	対象者	調査期間	概要	有効回収数
要介護認定者調査	令和元年(2019年)10月1日現在、市内在住の65歳以上の方で介護保険の要介護認定を受けている方	令和元年(2019年)10月～11月	①住まい ②社会参加状況 ③健康状態 ④介護保険サービスの利用状況 ⑤介護保険制度 など	428 (回収率53.5%)
事業所調査	市内介護保険サービス事業所	令和元年(2019年)10月～11月	①事業所概要、運営状況 ②人材の確保、育成 ③認知症支援体制 ④災害対策 など	336 (回収率64.9%)
在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護認定を受けている方のうち、調査期間中に、更新申請に伴う認定調査を受ける方 ※ここでいう在宅とは、医療機関、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設、グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームに入院・入所していない方のこと。	平成30年(2018年)12月～平成31年(2019年)3月	①本人(認定調査対象者)の状況(本人の属性、本人の心身の状態) ②支援、サービスの実態、ニーズ(支援サービスの利用実態、支援サービスのニーズ) ③主な介護者の方の状況(介護者の属性・介護者の就労の状況)	94 ※聞き取り数
後期高齢者実態把握調査	後期高齢者のうち要支援・要介護認定を受けていない方	令和2年(2020年)9月上旬～9月28日	基本チェックリスト(25項目)に独自項目を追加した調査票「八王子健康アンケート」 ①新型コロナウイルス感染拡大防止による自粛生活による暮らしや気持ちの変化 ②楽しみや生きがい ③スマートフォンの使用状況	41,865 件 (回収率:80.0%)

2 計画の推進体制

(1) 基本的な考え方

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、行政のみならず民間団体や福祉、保健、医療、介護、防災など、各機関との連携が欠かせません。また、地域包括ケアシステムはまちづくりが基本であり、都市計画部門との連携も重要となります。そのため、関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を行い、連携の強化、協力体制づくりをすすめていきます。

(2) 各種データの活用

計画の推進におけるPDCAサイクルでは、進捗状況の確認・評価が必要であり、データを活用して現状や課題の分析を行っていきます。各種調査結果や厚生労働省の提供する「地域包括ケア『見える化』システム」*などを活用した地域分析をすすめ、日常生活圏域ごとの特徴や課題を捉え、より地域特性に応じた施策を展開していきます。また、介護保険データと医療データから得られる情報を有効に活用するため、介護・医療・健診の情報等を一括的に管理し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等を行っていくなど、データを活用し、より効果の立証された事業を中心に実施していきます。

(3) 計画の評価

本計画では、事業効果の可視化を行うため、基本施策の成果について、本計画期間の活動目標(アウトプット評価)を設定するとともに、中間成果として5つの柱ごとに活動成果(アウトカム評価)をはかるための目標値(KPI)を設定し、それにより中間成果の達成度で評価を行います。(p.126参照)

(4) 計画の進行管理

本市が条例で設置する「社会福祉審議会」に「高齢者福祉専門分科会」を設け、本計画の進行管理を行います。

この高齢者福祉専門分科会のもとに「高齢者あんしん相談センター運営部会」、「高齢者施設整備審査部会」、「高齢者計画・介護保険事業計画策定部会」を設置し、客観的データに基づく、よりきめ細かい議論と事業の進行管理、次期計画の策定に向けた議論を行います。

*地域包括ケア「見える化」システム P143 参照

①高齢者福祉専門分科会

各分野の有識者に加え、市民から公募した被保険者の代表から構成される機関で、要介護認定の状況や介護保険サービスの需給状況などを踏まえ、本市の高齢者福祉に関する事項の審議や介護保険財政の健全運営をはかります。

また、本計画の進行状況の確認・評価や、制度改正などに伴う検討事項について協議を行うとともに、地域包括ケアシステムを推進するための議論についても総合的な見地からすすめていきます。

②高齢者あんしん相談センター運営部会

学識経験者や福祉・保健医療関係者、介護保険サービス事業者などにより構成され、高齢者あんしん相談センターの公正・中立性の確保及び適切な運営をはかるための審議を行います。

③高齢者施設整備審査部会

学識経験者や福祉・保健医療関係者、介護保険サービス事業者などにより構成され、社会福祉法人等による介護保険施設等の整備に対して補助金を交付するに当たり、交付対象法人としての適格性や整備計画の妥当性の審査を行います。

④高齢者計画・介護保険事業計画策定部会

学識経験者や福祉・保健医療関係者、介護保険サービス事業者、市民委員などにより構成され、「高齢者計画・介護保険事業計画」の策定に当たり、計画の基本となる重要事項等の審議を行います。

3 本市におけるSDGsの取組

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された17のゴールと169のターゲットです。本市は、「八王子ビジョン2022(基本構想・基本計画)」において、まちづくりの基本理念を「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」とし、これを基に6つの都市像を掲げています。6つの都市像はSDGsの理念と重なるものであり、「八王子ビジョン2022(基本構想・基本計画)」を推進することがSDGsの達成につながります。

SDGsの17のゴールのうち、本計画と特に関連が深い項目は「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「8. 働きがいも経済成長も」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」と考えています。

図表 6-2 SDGsの17の目標

